

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年6月20日
- 2 開会年月日、時間 令和4年6月29日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 14名
うち農業委員8名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 8名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 0名
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 草間 愉佳子 安藤 史紋
- 9 会議の附議事項
議案 第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第8号 農用地利用集積計画の決定について
議案 第9号 農業委員の辞任に係る意見について
報告 第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数8名 出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今より6月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、9番関口実夫委員、1番小林春代委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、3番岩崎委員より説明願います。

3番岩崎委員：地図は1ページです。この件は、町農地バンクをとおして成立した話だということです。譲受人は、現在、六川のアパートに住んでいらっしゃいまして、この申請地から東へ50mぐらいのところに実家があるという状況です。現在この土地は遊休農地で、今度8月の農地パトロールでチェックすることになっていますが、ここにブドウと野菜を植えたいというご意向です。

農機具について確認しましたところ、管理機を持っていて、消毒は動噴でやるという話でした。それと親戚からの借用でトラクターを使用できるということです。労働力は、本人と母親とのことです。先ほどの話のとおり、農地までの距離は、実家から歩いてすぐということで、また、現在借りているアパートからも5分以内とのことです。すでに持っている分と合わせて農地は20アール所有ということになるそうです。また、耕作は150日以上できるということです。

私からは以上です。

議長：これにつきまして、ご質問ありましたらお願いいたします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号1は許可とします。

続いて、番号2について、14番金井委員より説明願います。

14番金井委員：譲渡人と譲受人は親子の関係になります。本人に尋ねましたら、以前からすでに息子さんに使用貸借によって利用権を譲ってあったのだそうですが、この5月に息子さんが亡くなられたので、そのお嫁さんに利用権をまた譲りたいということで、申し出がありました。

地図については、北畑が4ページ、吉島が2ページ、飯田境が3ページです。

労力は3人になりましたが、家族の中の話でありこれまでどおりなので、問題はないと思います。農機具については、トラクター1台、SS1台、草刈り機1台、軽トラック2台、除雪機1台です。除雪機というのは、ちょっと今年は雪が多くて、畑作業がやりたい時に行けないことがあって購入したものだそうです。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長：ご質問ありましたらお願いいたします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号2は許可とします。

議長：次に、議案第 8 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号 1 について、私より説明致します。

議長：農地の所在地は地図の 5 ページになります。切次の区域で、松川が高速道路の下をくぐって大きくカーブしているところです。

貸付人、借受人とも大島の方です。貸付人は、この申請地の西側にリンゴ畑を所有しています。それから、借受人は申請地の北側に隣接してブドウ畑を所有しています。

この農地は、昨年の農地パトロールの段階で荒廃農地の扱いになっていて、一部に栗が植わっていますが、荒廃に近い状態です。その経過としては、所有者である貸付人が手続きを経ずに口約束で他者に貸付をしていたところ、借りていた人が全く管理できなかったので荒廃していた、ということでありましたが、整備が進んだので、北側の隣接農地を耕作している借受人が、農地として使っていきたい、ということになりました。

現在、小林さんは、リンゴ、モモ、ブドウ等の経営をされておりまして、農業機械は、スピードスプレヤー、草刈り機、トラクター、トラック等、一式を持っています。労力は男 1 名、女 2 名ということです。

私からの説明は以上になります。

議長：質問がありましたらお願いいたします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。

続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。申請地は、おぶせフラワーセンターの北の区画に位置しています。

貸付人は押羽、借受人は長野市在住の方です。平成 30 年 7 月 1 日より 4 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は、契約年数が 1 年延びていることを除いて前回同様で、引き続きモモを栽培する計画となっています。

以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。

続いて、番号 3 および番号 4 について、関連していますので一括して、事務局より説明願います。

事務局：こちらの案件は、農地中間管理事業によるもので、ご覧のとおり公益財団法人長野県農業開発公社が間に入っています。

地図は 7 ページをご覧ください。申請地はくだもの街道に面しており、JA ライスセンターの交差点の南側の区域内に位置しています。貸付人は六川の方、借受人は大島の方です。

こちらの土地は、以前別の方が借り受けていましたが、高齢化に伴い経営規模を縮小するというので、今回は以前の借受人が仲介して成立した案件になります。

借受人の営農状況ですが、現在、町内に約 6 反歩の所有地、約 2 町歩の借受地があります。申請地はモモ畑で、引き続きモモを栽培する予定です。農機具類も、軽トラック、乗用草刈機、SS 等ひと通りそろっています。

これまで管理してきている農地において、営農上の問題が生じたというような話は特に聞いておりませんし、人を雇い大規模に営農しています。今後も問題なく耕作できると思われれます。

議長：質問がありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 3 および番号 4 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 3 および番号 4 は決定とします。

議長：次に、議案第 9 号、農業委員の辞任に係る意見について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、事務局より説明願います。

事務局：はじめに、制度と手続きについて説明致します。

農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第 13 条の規定により、「正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」とあります。農業委員会の同意とは、農業委員会の総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行います。農業委員の任命は、同法第 8 条の規定により市町村長がすることとなっていますので、辞任する委員からは当初任命した市町村長宛てに辞表を提出し、市町村長はこれについて農業委員会へ諮問を行い、農業委員会はそれに対して答申する、という順序になります。

よって、本日議した結果を答申書に記して町長へ提出しまして、町長の決裁日をもって当該委員は辞任することとなります。なお、辞任日は指定した日とすることも可能となっております。

それでは、本案件の経過等について、お伝え致します。

竹内委員は、昨年秋頃より、これまで約 10 カ月間にわたって農業委員としての職責を果たしているとは言えません。毎月開催している定例総会も、10 月から無断欠席の状況が続いています。

この間、当会事務局は選出した推薦地区の役員の方々と協議をし、本人への説得あるいは残任期間を務める後任者の選出といった、段階を踏んでの早期解決を要望しましたが、思うように話が前進せず今日に至っております。事務局では、なかなか委員本人と行き会ったり連絡が取れたりしなかったうえ、地区内においては近ごろまで何も話が進められていませんでした。

このたび、ようやく 5 月 31 日付で当委員より辞任願が提出されたので、町が受付をしました。これにより、議案書内にお示ししているとおり、小布施町長より当会に対し諮問書がまいりましたので、今回、議すこととなったものです。

辞任の事由は一身上の都合としています。また、辞任指定日は、辞職願の提出日と同日付ということです。この案件については、小布施町への答申のため、辞任するのが妥当か否かをご審議いただきたいと思えます。

なお、後任者の任命については、辞任の件と同時進行で進めていきたいと考えておりましたが、推薦地区内での話が進んでおらず、未だ新たな候補者の推薦はされていませんので、不本意ながら、まずは辞任についてのみ完了することになりました。今後も引き続き補欠選出に向けて話を進めてもらうように地区に働きかけを行ってまいります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長：これにつきましてご意見等ございましたらお願いします。

12 番桐原委員：この議案書を見る前に本人にばったり会ったのですが、その時、この状況をどうするのかと詰め寄ってしまったのですが、「俺は辞めた、辞めた」と言ったのに、3 日後に今回の議案書を受け取ったもので、やっと辞職願を出したからそう言っていたということが分かりました。なぜ引き受けたのか、今までの報酬をどうするつもりなのか、聞いてみようかと思いましたが、他人のお宅の畑でのことだったので、そこまで聞き出せませんでした。

見たところそんなに健康面も悪いわけではなさそうですが、とにかくやる気がないのは、直接本人と話してみて確かだな、という感じは受けました。

議長：そういった経過があった、ということですね。

12 番桐原委員：タバコを吸ったりしていたので一応体が悪いわけではないように思われ、単にやる気が無いのかな、と。どうするんだと問うと、俺はやめたんだ、とひと言、一点張りでした。

議長：いろいろあろうかと思いますが、町長からの諮問を受けておりますので、ここでは諮問に対してその内容と妥当性について意見を出していただければと思います。

12 番桐原委員：委員を続けていく気がないなら、席だけ残しておくことにするのは推薦地区に対しても農業委員会に対しても悪影響かな、というような気がします。ただ、後任のことで揉めていることが一番ネックではありますが、去年の推薦地区の役員の人に話を聞くと、とにかく本人はもう去年の無断欠勤が始まったときに、俺はもうやめたというようなことを話していたようだ、別の人から聞いてはいました。

皆それぞれの地区で推薦依頼を受けてその責任において務めているところ、席を残せば士気に関わると思えます。

13 番鶴田委員：辞任については賛成です。

でも、8カ月間出ていなかったということは、4カ月しか務めていないんですね。報酬を受け取って働いているのものなので、働かずに支給された分の報酬を返すことを請求するのは、できないのだと思いますが、税金泥棒のようにならないように何かできないものでしょうか。

事務局次長 宮崎：報酬のことについては、おっしゃるとおり、こちらから返金を強制することは致しません。ただ、もし本人に返す気持ちがあるようであれば、何か別の方法でお受けすることは可能ですので、その場合どのような使い方をするのかはまだ話しておりませんが、そのような形で進めていきます。

議長：今出されたような、報酬をどうされるのかとか、後任の方がいつ出るのかという点についてはまた別のところで議論していただくとして、今回、ここでは辞職願が出されて、それに対する町の諮問に対してどう答えるかということで、事由が一身上の都合、辞任日が令和4年5月31日という内容で、これが妥当であるかどうかという判断を審議していただきたいということです。

13 番鶴田委員：辞任指定日を5月31日から変えることはできないのですか。昨年10月にすれば、出なかった分は町に戻ってくるのではないかと思います。

事務局次長 宮崎：辞職願をお出しいただいたのがこの日付になっておりますので、この日付で手続は進めさせていただきたいと思っております。

13 番鶴田委員：分かりました。

議長：他にご意見等ございませんか。

—意見・質問等—

議長：ただいま審議していただいた意見等を踏まえまして、辞任は妥当という判断になると思いますが、異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、辞任は妥当と考える旨、町へ答申することと致します。

議長：次に、報告第3号、について事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに雁田の方です。地図は8ページをご覧ください。該当地は、おぶせ温泉から烏の林古墳方面の先に位置しています。

借受人の方から高齢になってきたので返したいとの申出があり、貸付人がこれに応じて合意解約したものです。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：借受人、貸付人ともに山王島の方です。地図は 2、3、4 ページをご覧ください。こちらは 14 番金井委員に説明していただいた議案第 7 号番号 2 と関連していますので、該当地の位置については省略させていただきます。

平成 12 年 4 月 27 日から 20 年間、農地法第 3 条により使用貸借契約を結んでいましたが、借受人である子が亡くなったため、合意解約をしたものになります。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：借受人、貸付人ともに北岡の方です。地図は 9 ページをご覧ください。該当地は北岡神社と西部地区多目的研修センターに挟まれた区域に位置します。農地法第 3 条により、昭和 63 年 1 月 13 日から平成 5 年 1 月 12 日まで 5 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、借受人が病気で耕作ができなくなったとの申出があり、貸付人がこれに応じて合意解約したものです。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 2 時 32 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和4年6月29日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員